

幼稚園・保育園（宗教法人立）施設の新設または増改築の助成を受けるには一公益教化事業奨励規程（宗規第 28 号）に基づく助成

本宗では公益教化事業の発展に寄与することを目的に、本宗公益教化事業奨励規程（宗規第 28 号）に基づき、本宗寺院が経営されている宗教法人立の幼稚園・保育園が、国の設置基準による施設の新設または増改築をする場合に下記による助成を行っております。

1. 交付対象施設 本宗寺院が経営されている宗教法人立の幼稚園・保育園で、浄土宗保育協会に加盟し、所定の義務を完了している施設。
2. 助成対象事業 当該年度内に、国の設置基準により施設の新設または増改築をするもの。
3. 申請方法 施設を設置する本宗寺院住職が、所定の申請書により寺院所属の組長、教区長を経て宗務総長に提出すること。
4. 申請書提出締め切り 毎年 10 月 31 日（予定）
5. 採用および助成額 申請件数、本宗資金などを考慮し、厳正なる審査のうえ、決定する。
6. 注意事項
 - (1) 助成の交付を受けた者は、その目的を達成することができないとき、助成金の全額を返還すること。
 - (2) 助成の交付を受けた者は、当該施設の工事完了後、30 日以内に所定の完了および事業決算書を提出すること。
 - (3) 同一法人からの申請は 5 年間空けること。
 - (4) 申請書提出にあたっては添付書類の提出が必要となります。添付書類につきましては、申請書の記載内容をご確認ください。

本宗が今後も輝きを失わないために、青少年教化は不可欠だと考えます。青少年教化は、21 世紀の本宗の生命線といってもよいでしょう。いのちの大切さ、人の気持ちの大切さを伝えるため、信行道場を開設することには大きな意義があります。本宗寺院の信行道場開設にあたっては「信行道場開設助成金」をご用意しております。

宗教法人立公益事業施設建設資金助成申請書

様式番号	518	申請書名	宗教法人立公益事業施設建設資金助成申請書
	519		宗教法人立公益事業施設建設完了届

お問い合わせ

社会部 〒105-0011 東京都港区芝公園 4-7-4 明照会館内

TEL 03-3436-3351 FAX 03-3434-0744